

教育委員会定例会（令和6年3月）会議録

1 日 時	令和6年3月12日（火）14:00～15:20
2 場 所	別子銅山記念図書館 多目的ホール
3 出 席 者	教 育 長 高橋 良光 委 員 近藤 智佳 本田 郁代 尾藤 一彦 大橋 勝英 事務局長 木俣 浩毅 推 進 監 高野 智志 総括次長 竹林 栄一 次 長 畑野 一恵 藤田 恵女 課 長 須藤 充史 青野 進太郎 上野 壮行
4 教育長及び 教育委員会行事報告	2月行事報告及び3月行事予定について その他
5 記録者氏名	社会教育課 大井 愛実
	<p><教育長一般報告></p> <p><報告></p> <p>報告第 1 号 専決処分の報告について（新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の議案送付について）</p> <p>報告第 2 号 専決処分の報告について（令和6年度新居浜市一般会計予算の議案送付について）</p> <p>報告第 3 号 専決処分の報告について（令和5年度補正予算〔第8号〕の議案送付について）</p> <p><議案></p> <p>議案第 6 号 新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第 7 号 令和6年度新居浜市教育委員会取組方針の決定について</p> <p>議案第 8 号 学校開放運営委員会の委員の委嘱について</p> <p>議案第 9 号 令和6年度新居浜市しらうめ入学準備金貸付者の決定について</p> <p>議案第 10号 指定学校変更の許可について</p> <p><いじめ、不登校等生徒指導関係></p>

<その他>

- ・市長専決処分の報告について
- ・令和6年度学校教育の指針について

高橋教育長	<p>ただ今より会議を再開いたします。</p> <p>先ほど行いました非公開審議におきまして、3月の定例会の会期は本日から3月31日まで通期で行うこと、議案第8号から第10号については非公開で審議することを決定しております。</p> <p>それでは私の方から一般報告を行います。資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2月 9日 船木中学校ひびき分校少年式（ひびき分校） 第2回新居浜市コミュニティスクール推進協議会（市庁舎大会議室） 新居浜市西部学校給食センターの愛称決定会議</p> <p>10日 愛媛大学教職大学院研究発表大会2024（愛媛大学）</p> <p>11日 人権のつどい日（市民文化センター）</p> <p>12日 四国ESDフォーラム（あかがねミュージアム）</p> <p>13日 新居浜市いじめ撲滅大使によるふれあい教室（大生院小） 令和6年第2回教育委員会定例会（市庁舎応接会議室）</p> <p>14日 令和5年度愛媛県公立小中学校寄宿舎運営連絡協議会（オンライン）</p> <p>16日 第3回小・中学校校長研修会（市庁舎大会議室）</p> <p>17日 ESD国際シンポジウムin奈良2024（奈良県）（18日）</p> <p>20日 部活動地域移行検討委員会（消防コミュニティ防災センター）</p> <p>26日 令和6年第1回新居浜市議会定例会（～3月22日）</p> <p>27日 ESD活動運営委員会（オンライン） 第2回教育力向上推進委員会（市民文化センター）</p> <p>3月 1日 新居浜西高等学校定時制課程卒業証書授与式（新居浜西高等学校）</p> <p>2日 第63回新居浜市公民館研究大会（市民文化センター）</p> <p>3日 令和6年新居浜市消防観閲式（山根市民グラウンド） 未来高等学校新居浜校卒業証書授与式（あかがねミュージアム）</p> <p>5日 市議会定例会本会議一般質問（～7日）</p> <p>8日 市議会企画教育委員会</p>
-------	--

<p>竹林総括次長兼社会教育課長</p>	<p>地域経済同友会第12回「早春の集い」（リーガロイヤルホテル）</p> <p>9日 第32回新居浜市高齢者生きがい創造学園「学園祭」（高齢者生きがい創造学園）</p> <p>10日 第48回愛媛県選抜珠算選手権大会（マリンパーク新居浜）</p> <p>11日 地区別人権教育市民講座反省会（消防コミュニティ防災センター）</p> <p>12日 令和6年第3回教育委員会定例会</p> <p>18日 新居浜工業高等専門学校卒業式・専攻科修了式（市民文化センター）</p> <p>21日 総合教育会議（市長応接室）</p> <p>22日 市議会定例会閉会</p> <p>次に、各課の行事について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>社会教育課の事業は、</p> <p>2月 9日 第76回優良公民館文部科学大臣表彰表彰式（神郷公民館受賞）（文部科学省）</p> <p>13日 令和6年第2回新居浜市教育委員会定例会（市庁舎応接会議室）</p> <p>19日 令和5年度第2回新居浜市青少年センター運営協議会（市民文化センター）</p> <p>26日 令和6年第1回新居浜市議会定例会（～3月22日）</p> <p>3月 2日 第63回新居浜市公民館研究大会（市民文化センター）</p> <p>5日 市議会定例会本会議一般質問（～7日）</p> <p>8日 市議会企画教育委員会</p> <p>9日 第32回新居浜市高齢者生きがい創造学園「学園祭」（高齢者生きがい創造学園）</p> <p>12日 令和6年第3回教育委員会定例会（消防防災合同庁舎災害対策室）</p> <p>13日 市公連理事会（市庁舎41会議室）</p> <p>22日 市議会定例会閉会</p> <p>別子銅山記念図書館の事業は、</p> <p>2月 1日 【本のおたのしみぶくろ こども向け】（～7日）</p>
----------------------	--

	<p>16日 図書館協議会</p> <p>○お話会</p> <p>2月 8日 乳幼児（0歳～3歳）向けおはなし会</p> <p>14日 幼児向けおはなし会（・28日）</p> <p>17日 小学生向けお話し会</p> <p>20日 えいごのおはなし会</p> <p>3月 7日 乳幼児（0歳～3歳）向けおはなし会</p> <p>13日 幼児向けおはなし会（・27日）</p> <p>16日 小学生向けお話し会</p> <p>19日 えいごのおはなし会</p> <p>○講座・講演会</p> <p>3月10日 「第32回シン我楽多講座【特別編】カバーの達人カーペンターズを深掘り」</p> <p>○ロビー展示</p> <p>2月17日 「デジ亀クラブ写真展」（デジ亀クラブ）（～3月2日）</p> <p>3月 1日 「住宅防火ロビー展」（消防・予防課）（～7日）</p> <p>5日 「3月は自殺対策強化月間です」（保健センター）（～15日）</p> <p>○企画展示</p> <p>3月 9日 「災害と防災を考える」（～31日）</p> <p>○テーマ展示</p> <p>2月 一般展示「平安時代の世界」 児童展示「竜・龍・ドラゴンあれこれ」「歴代MOE絵本屋さん大賞受賞本」</p> <p>3月 一般展示「新しいこと始めよう！入門書あれこれ」 「モダンデザインの父 デザイナーとしてのウィリアム・モリス」 児童展示「ずっと ともだち」</p> <p>次に、参考といたしまして、文化スポーツ局の行事等については、 <スポーツ振興課></p> <p>2月14日 新居浜市スポーツ推進審議会（市庁舎5階大会議室） 少年スポーツ指導研修会（サッカー）（市民文化センター）</p> <p>3月23日 新居浜市スポーツ推進委員協議会総会</p> <p>未定 あかがねマラソン実行委員会</p> <p>未定 体育功労賞・スポーツ賞表彰式</p>
--	---

<p>須藤学校教育課長</p>	<p><文化振興課></p> <p>2月13日 ふるさとラボ出前講座（惣開小学校 昔の暮らし）</p> <p>20日 新居浜市市民文化センター運営審議会（市庁舎5階大会議室）</p> <p>26日 ふるさとラボ出前講座（宮西小学校 昔の暮らし）</p> <p>3月11日 春の市民文化祭芸能の部打合せ会（市民文化センター 大会議室）</p> <p>13日 早春賦コンサート（あかがねミュージアム あかがね座）</p> <p>28日 福西崇史氏講演「日本スポーツ界の今ーパリオリンピックに向けてー」（あかがねミュージアム あかがね座）</p> <p><美術館・総合文化施設></p> <p>（1月27日）新居浜の美術 コレクション展示 2023（～3月17日）</p> <p>2月 1日 第48回東予地区高等学校 美術・工芸、書道展（～12日）</p> <p>27日 館内メンテナンスのため休館（～3月1日）</p> <p>学校教育課の事業は、</p> <p>2月 6日 第3回小・中学校生徒指導主事連絡協議会（市庁舎）</p> <p>9日 第2回新居浜市コミュニティスクール推進協議会（市庁舎）</p> <p>13日 新居浜市いじめ撲滅大使によるふれあい教室（大生院小）</p> <p>14日 第11回小・中学校ふるさと学習奨励賞作品展（あかがねミュージアム）（～25日）</p> <p>第4回小・中学校教頭研修会（消防コミュニティ防災センター）</p> <p>令和5年度愛媛県公立小中学校寄宿舎運営連絡協議会（オンライン）</p> <p>15日 新居浜こども美術展（あかがねミュージアム）（～25日）</p> <p>16日 第3回小・中学校校長研修会（市庁舎）</p> <p>25日 SDGsに関する講演会「ぺこぼと学ぼう！みんなで取り組むSDGs」（市民文化センター）</p> <p>27日 第2回教育力向上推進委員会（市民文化センター）</p>
-----------------	---

藤田次長兼発達支援課長	<p>3月15日 中学校卒業証書授与式（ひびき分校を除く）</p> <p>19日 神郷幼稚園卒園式</p> <p>22日 小学校卒業証書授与式</p> <p>25日 神郷幼稚園、小・中学校修了式</p> <p>発達支援課の事業は、</p> <p>2月 1日 第8回学校支援員連絡会（こども発達支援センター）</p> <p>3日 早期療育通園事業講演会「こどもの発達について」（消防コミュニティ防災センター）</p> <p>9日 第3回新居浜市地域発達支援連絡協議会（こども発達支援センター）</p> <p>26日 第4回通級指導教室担当者会（こども発達支援センター）</p> <p>3月13日 第9回学校支援員連絡会（こども発達支援センター）</p>
青野学校給食課長	<p>学校給食課の事業は、</p> <p>2月 9日 新居浜市西部学校給食センターの愛称決定会議</p> <p>13日 2月栄養教員部研修会（学校給食センター）</p> <p>3月 7日 学校給食会理事会（学校給食センター）</p> <p>8日 3月栄養教員部研修会（学校給食センター）</p> <p>21日 令和5年度（第3学期）学校給食センター給食最終日</p>
上野人権教育課長	<p>2月 3日 社会教育における人権教育実践交流学習会（西条市）</p> <p>11日 人権のつどい日（市民文化センター）</p> <p>14日 愛媛県人権教育協議会新居浜支部第11回高等学校等部会及び第2回新居浜地区進路保障連絡協議会（新居浜商業高校）</p> <p>15日 愛媛県人権教育協議会新居浜支部第5回小・中学校合同部会（瀬戸会館）</p> <p>「人権の花」贈呈式（金栄公民館）</p> <p>22日 東予管内人権・同和教育担当者会（社会教育関係）（東予地方局）</p> <p>3月 7日 愛媛県人権教育協議会新居浜支部第3回社会教育部会（市庁舎）</p> <p>8日 愛媛県人権教育協議会新居浜支部第2回就学前部会（市庁舎）</p> <p>11日 愛媛県人権教育協議会新居浜支部地区別人権教育市民講</p>

	<p>座反省会（消防コミュニティ防災センター） 人権のつどい日（瀬戸会館）</p> <p>21日 愛媛県人権教育協議会新居浜支部第2回行政部会（市庁舎）</p>
高橋教育長	<p>ただ今の一般報告について、何かご質問やご意見等はありませんか。</p> <p>次に、報告に移ります。</p> <p>報告第1号「新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
青野学校給食課長	<p>学校給食課の青野でございます。</p> <p>報告第1号「新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。</p> <p>議案書の6ページから8ページをお目通しください。現在、王子町に建設しております新居浜市西部学校給食センターの完成に伴い、令和6年4月より学校給食共同調理場として管理を行うとともに、高津共同調理場につきましては、令和6年7月に調理及び配送を終了することにより設置及び管理条例の一部を改正するため、2月市議会に提出いたしました。条例の内容といたしましては、8ページにありますように、まず、第1条においてこの条例の第2条の表に新たに「新居浜市西部学校給食センター」を追加し、第2条において同じくこの条例第2条の表から「新居浜市高津共同調理場」の項を削るとともに、第4条中「場長または所長」を「所長」に改めるものでございます。なお条例第1条の規定すなわち西部学校給食センターの追加につきましては令和6年4月1日から、条例第2条の規定すなわち高津共同調理場の削除につきましては、令和6年9月1日から施行したいと考えております。</p> <p>説明は以上になります。</p>
高橋教育長	<p>ただいまの説明でご質問等ございませんか。</p> <p>次に、報告第2号「令和6年度当初予算の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p>

<p>竹林総括次長兼社会教育課長</p>	<p>総括次長の竹林でございます。</p> <p>報告第2号「専決処分の報告について（令和6年度新居浜市当初予算の議案送付について）」説明いたします。</p> <p>本報告につきましては、2月26日に開会した新居浜市議会定例会の議案として上程されました、議案第17号「令和6年度新居浜市一般会計当初予算案」のうち、教育委員会の予算に関するものでございます。主なものについてご説明をさせていただきます。</p> <p>お手元にお配りしております、令和6年度当初予算参考資料でご説明させていただきます。</p> <p>当初予算参考資料の65ページをご覧ください。施策費でございます。</p> <p>民生費でございますが、下から2段目「人権教育推進費」464万9千円は、各種研究大会等への参加、人権教育懇談会等の人権教育・啓発事業の実施に要する経費でございます。</p> <p>続きまして、66ページをご覧ください。上から6段目「放課後児童対策費」2億430万3千円は、放課後児童クラブの運営経費でございます。</p> <p>続きまして、ページ飛びまして82ページをご覧ください。ここからは教育費でございます。</p> <p>一番下の段「発達支援教育充実費」2,757万円は、相談専門職員による巡回相談や、ことばの教室・育ちの教室の運営、また、親支援プログラムや研修会開催に要する経費でございます。</p> <p>続きまして、83ページをご覧ください。下から4段目「小中学校ICT環境整備推進事業費」3億3,770万8千円は、小中学校のタブレット端末、電子黒板等ICT機器のリース料、ICT支援業務等に要する経費でございます。</p> <p>下から2段目「特別支援教育充実費」1億7,494万3千円は、支援を必要とする子どもが学校等において、安全で安心な生活を送れるよう、学校生活介助員及び学校支援員を配置するための経費でございます。</p> <p>続きまして、86ページをご覧ください。上から2段目「ユネスコ活動推進事業費」60万円は、新居浜市で初めて「日本ユネスコ運動全国大会」が開催されることから、大会運営にかかる費用の一部に対する公募補助金でございます。</p> <p>続きまして、87ページをご覧ください。下から2段目「運動部活動地域移行実証事業費」204万7千円は、運動部活動地域移行に向け、</p>
----------------------	---

	<p>指導者の確保等に要する経費でございます。</p> <p>次に 88 ページをご覧ください。上から 2 段目「西部学校給食センター管理運営費」2 億 6, 106 万 5 千円は、令和 6 年 9 月に運用を開始する新居浜市西部学校給食センターの調理、配送業務等の委託料、光熱水費などの管理に要する経費でございます。</p> <p>次の段、「学校給食支援事業費」5, 274 万円は、物価高騰による保護者負担軽減のための食材費補助の経費でございます。</p> <p>続きまして、91 ページをご覧ください。公共事業費でございます。</p> <p>下から 4 段目「小学校トイレ改修事業」1 億 4, 283 万 6 千円は、中萩小学校北棟及び泉川小学校北棟のトイレ洋式化と配管等の更新に要する経費でございます。</p> <p>次の段「中学校トイレ改修事業」7, 866 万 7 千円は、角野中学校北棟トイレ洋式化と配管等の更新に要する経費でございます。</p> <p>次の段「中学校照明 LED 化事業」3, 313 万 7 千円は、大生院中学校体育館、川東中学校体育館及び別子小中学校体育館の照明 LED 化に要する経費でございます。</p> <p>続きまして、98 ページをご覧ください。単独事業費でございます。</p> <p>上から 3 段目「地域防災施設整備事業」5 億 9, 364 万 2 千円は、新居浜市西部学校給食センターの建設に伴い、役目を終える小学校調理場を改修し、災害時の防災備蓄倉庫として整備するための経費でございます。</p> <p>下から 3 段目「図書館施設環境整備事業」480 万 9 千円は、別子銅山記念図書館給水ポンプ更新工事及び維持管理等に要する経費でございます。</p> <p>99 ページをご覧ください。上から 4 段目「西部学校給食センター開設準備事業」5, 385 万 9 千円は、新居浜市西部学校給食センターの借地料、給食配送車両購入費等の経費でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>ユネスコ全国大会は、持ち回りの全国で巡回的に開催されているのですか。</p> <p>ブロックごとに順番に持ち回りをしておりまして、今回は四国ブロックの中で新居浜が代表となって開催します。</p>
高橋教育長	
大橋委員	
竹林総括次長兼社会教育課長	

大橋委員	南高のユネスコ部に対する補助はあるのですか。
竹林総括次長兼社会教育課長	大会開催に対する費用であるため、南高ユネスコ部への補助ではありませんが、現在の案としては、大会の中で南高ユネスコ部の活動を発表していただくとしております。
近藤委員	運動部活動地域移行実証事業費ですが、具体的にはどういった内容でしょうか。
高野次長兼教育力向上推進監	<p>国の委託を受けて、休日の運動部の部活動を地域に移行する活動をモデル的に行う事業でございます。204万円は全額国の委託費で賄える予定でございます。</p> <p>各地域でやっているのですが、新居浜市もできるところからモデル事業を進めていまして、今年度は上部の合同サッカーチーム、南中を母体とした男子バレーボールチーム、2つの部活動で実証を行っており、それを広げていこうという取組でございます。</p>
高橋教育長	次に、報告第3号「令和5年度補正予算（第8号）の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。
竹林総括次長兼社会教育課長	<p>報告第3号「専決処分の報告について（令和5年度一般会計補正予算〔第8号〕の議案送付について）」ご説明いたします。</p> <p>第8号補正予算書の59ページをご覧ください。</p> <p>第10款 教育費、第5項 社会教育費、1目 社会教育総務費、目の行政目的 こども夢未来基金積立金、2万9千円の追加につきましては、基金運用利子の積立でございます。</p> <p>次に60ページをご覧ください。</p> <p>第10款 教育費、第5項 社会教育費、3目 図書館費、目の行政目的 図書館図書整備基金積立金、2万4千円の追加につきましても、同様に基金運用利子の積立でございます。</p> <p>次に、お戻りいただきまして8ページをご覧ください。</p> <p>第2表 継続費補正の変更についてでございます。第10款 教育費、第1項 教育総務費、事業名 地域防災施設整備事業につきましても、総額を3億9,364万2千円増額し、補正後の額を7億1,614万2千円にしようとするもので、年割額は表に記載のとおりでございます。</p>

高橋教育長	<p>す。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>次に議案審議に移ります。</p> <p>それでは、議案第6号「新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
須藤学校教育課長	<p>議案書13ページ、14ページをご覧ください。議案第5号「新居浜市立小学校中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。</p> <p>学校教育課が所管する事務におきまして、通学区域に関する申請書がありますが、その申請書等における性別の記載に係る項目のうち性別の記載がなくても事務に影響のないものについて、性別欄を削除するための本議案を提出いたしました。</p> <p>性別欄がなくても事務につきましては、特に支障がありませんので、今回議案を提出して改正していきたいと考えております。</p> <p>なお、改正箇所につきましては、第1号様式は通学区域に関する希望の申請書になります。第2号様式につきましてはその分の許可書についてでございます。第3号様式、第4号様式、第5号様式につきましても性別欄を削除するというので改正したいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第6号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p>
委員一同	<p>(全員挙手)</p>
高橋教育長	<p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。</p> <p>次に、議案第7号「令和6年度新居浜市教育委員会取組方針の決定について」でございますが、前回お配りいたしました案から、学校給食課</p>

	<p>につきまして変更を加え、赤字で表記いたしております。</p> <p>冒頭で表記する教育委員会全体の方針につきまして、私の方から説明をさせていただきます。その後、質疑を行い、お諮りいたしたいと思えます。</p> <p>その前に学校給食課のほうから変更箇所について説明をお願いします。</p>
青野学校給食課長	<p><資料に基づき説明></p>
高橋教育長	<p>それでは、私のほうから取組方針の「はじめに」についてご説明させていただきます。</p> <p><資料に基づき説明></p>
	<p>何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第7号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p>
委員一同	<p>(全員挙手)</p>
高橋教育長	<p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。</p> <p>それでは、いじめ、不登校等生徒指導関係に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
畑野次長	<p><資料に基づき説明></p>
高橋教育長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
本田委員	<p>3月ということで、次年度への引継ぎがまた大きな問題となってくると思うのですが、特に小学校から中学校への引継ぎと、それから各小中での進級による不登校状況の引継ぎについては、しっかりと念入りに行っていただいて、支援が継続するような形を作っていただきたいと思えます。</p>

<p>畑野次長</p>	<p>それからいじめのところですが、これも多分継続している案件については、やっぱり学年が変わってもそれを持ち越して指導されていくのではないかと思うのですが、小学校の「いじめが継続しており、現在指導中である」というのが6件あるのですが、これはどういったことでしょうか。</p> <p>3ヶ月経過観察して完全に解消してやっと「いじめが解消している」となるので、ほぼほぼ解消しているのだけれども、まだ2ヶ月目というようなケースがほとんどでございます。</p> <p>今なお、いじめがずっと続いているというのはないのですが、ただ小学校の場合、親御さんがこじれているというケースは多少ございます。でもそれは全部教育委員会もカンファレンス等に関わっておりますので、今年度で終わらなかったら来年も引き続き見守っていくという形になると思いますが、当人同士の問題はほぼ解消しているのですが、付随してごたごたしてしまうというケースが増えているのが実状でございます。</p>
<p>高橋教育長</p>	<p>3ヶ月経たないといじめがなくなったということにならないということです。</p>
<p>本田委員</p>	<p>そういった場合は3ヶ月経って子どものほうにそのような傾向がなければ、もう一応終わったということでしょうか。</p>
<p>高橋教育長</p>	<p>いじめは止んでいるが、親御さんが納得していない場合は解決に至っていない、経過観察中ということになります。</p> <p>先般、堺市で眠育について視察しましたけれど、この間学校医さんの会がありまして、ちょうど県立新居浜病院で小児科の女医さんがご講演されているのが、やはり眠りの大切さについての講演でした。大橋委員さんもお出席されていて、こうしたお話を立て続けに聞くようになったなということで、やはり、早寝、早起き、朝ごはんという運動をしていかないといけないなと思っております。それと明かりの種類にも青い光というのがあって、それが覚醒させるため、睡眠の質が良くならないというような話でした。</p> <p>それを考えると、おそらく不登校でお家にお子さんはかなりブルーライトを浴び続けているのではないかと思います。スマホが今に始まったわけではないけれど、やはりスマホに触れる時間が長くなってこれ</p>

大橋委員	<p>が心配だなということで、睡眠について少し大々的に宣伝していかないといけないなという思いも非常に強く湧きました。大橋委員さんも出席されていたので、感想はありますか。</p> <p>不登校に関連させるわけではない専門的な話ですが、寝室の明かりも重要なファクターと言われておりますけれど、治療とかの話が質問でありまして、その睡眠障害が不登校につながると関連付けた話はなかったので、この間、堺市で聞いた眠育のことを披露させていただきました。</p>
高橋教育長	<p>睡眠時間を記録するようなことを言われていましたので、ここまで来ると居場所づくりの対策はもちろん必要かなということと、不登校に繋がらないためには十分な睡眠をとることがかなり大事だということと、朝ごはんをしっかり食べ出して学校へ送り出すという姿勢が非常に重要なかなと思っています。</p> <p>小学校から中学校に上がる段階は一つの切り替えのチャンスで、あるいは学年が変わるタイミングがチャンスですから、そこら辺のところについては、今度の内示のときの校長会でしっかりとお伝えをさせていただきたいと思います。</p> <p>日本全国が同じような状況で上昇していますが、新居浜も全国と同じような上昇傾向にあるというのは一つの社会現象なので、何らかの理由があって、その対策について考えなければということです。</p> <p>それでは、その他に移ります。</p> <p>「市長専決処分の報告について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
須藤学校教育課長	<p>処分書ということで、専決第4号「損害賠償の額の決定について」の資料を配布しております。</p> <p>損害賠償の額の決定につきまして、小学校の授業中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。</p> <p>地方自治法第180条第1項の決定により専決処分するということで、令和6年1月30日に専決処分いたしました。</p> <p>事故の概要につきましては、令和5年10月11日午前7時40分頃、国領川緑地右岸の城下橋北側多目的広場におきまして、児童がソフトボール投げの練習をしていた際、投げたボールが駐車中の普通自動車に当たり、車両を損傷させました。これは、新居浜市小学校陸上運動記</p>

高橋教育長	<p>録会に参加していた児童で、記録会前にソフトボール投げの練習をしていたところ、ボールが車両に当たり損傷させたということです。相手方とは損害賠償額7万4,669円にて示談が成立して損害賠償額を支払っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまご説明について何かご質問ご意見ございませんか。</p> <p>次に、「令和6年度学校教育の指針について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
畑野次長	<p><資料に基づき説明></p>
高橋教育長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
大橋委員	<p>防災に関しまして、昭和の南海トラフ地震から77年、もうすぐ80年、周期的にはもうやってくるので、心して準備をしていかななくてはならないと思いますが、学校の現場ではこんなものは身近に用意しようというような指導的な資料は既にあるのでしょうか。</p>
畑野次長	<p>決まった教科書的な防災テキストを使用して教えているわけではないのですが、各学校には防災マニュアルとか危機管理マニュアルがございまして、それに基づいて動くということで、防災教育に対しても大体こういうことを教えましょうという、年間の時間を各学校でやっているの、各学校が創意工夫でプリントや冊子的なものを買っているところもありますし、統一はしていません。学校に今は任せている感じではあります。県からも、いろんな防災教育のしおりやパンフレットが送られてきていますし、PDFで各学校に配布していますので、そういうものを活用して授業をしているということです。</p>
大橋委員	<p>学校は、家庭で用意するものとかは分かりませんね。学校で地震が起きたときに具体的にどう対応するかということですかね。</p>
畑野次長	<p>ヘルメットとか防災袋を用意している学校も結構あります。廊下に置いて、一人一人がパッとヘルメットと防災袋を取って開くという訓練を</p>

高橋教育長	<p>やっている学校もあります。</p> <p>問題は自家や登下校時、全然違うお休みの日に起きたときに、危険回避する行動をとれるように焦点を当てていかないと、大橋委員さんが言われる通り、本当に明日明後日に迫っているとも言えるので、ちょっと正月の能登の震災を見ながら、登下校時にこれだけの被災をしたときに、子どもたちは自分でまず危険を回避する行動をとれるだろうかというのがすごく心配になりました。必ずしも昭和56年以降の家だけではないということで、ちょっとそういうところで大橋委員さんの意見を参考にしながら、学校だけではない場面での危険の回避というのが考えなければいけないかと思っています。</p>
大橋委員	<p>昼間に起きるわけではないので、夜中に地震が起きる可能性があるということも頭に入れた訓練でしょうかね、そういうのも必要かと思いません。</p>
高橋教育長	<p>子どもたちが自分で判断できるようなトレーニングをしておかないといけないと思います。ありがとうございます。</p>
尾藤委員	<p>方針の中で、「いじめと不登校を生まないための学校・地域・関係機関及び専門家との連携」とありますが、いじめはさておいて、先ほどの説明の中でも小学生の不登校数がかかなり増えていると、小学生が増えるということはそのうちに中学生になるわけですから、先々、非常に大きな問題であるということが現時点で推測できるわけですが、それに対して、今までの考え方とは抜本的に違う取組をしないとだめではないかという話があったんですけど、その話があった中で、令和6年度どうするかというところが、校内生徒指導委員会とか校内教育支援委員会とかそれ以外にも受け皿の話であって、それを未然に防ごうとするような項目は見えないです。これは教育委員会の中でも、今は不登校になっている方もそうだけれどもこれから不登校になる可能性がある方に対して、何かアプローチするようになること、あるいは実際に不登校になっている小学生の家庭がこれだけあるとするならば、その家庭を集めてどういうことを望んでいるのかとか、現場の声を聞くとか、もうちょっと今までとは違うアプローチもこれから時間をかけてやります、というようなところを盛り込んでもらいたいなど。今、小学生の不登校がこれだけ多くなってくると、中学生になるときに不登校になるというのが見えている</p>

高橋教育長	<p>状況というような気がするので、何かしら今までと違う方式みたいなのは盛り込んでほしいなと思っています。</p> <p>ありがとうございました。</p>
近藤委員	<p>最後のページなんですけれども、「次世代の学校にふさわしい教職員の役割と業務の改善」ということで、先生方がお忙しく、ワークライフバランスどころでないというのが、現場の実際ではないかと思えますけれども、やっぱり先生方が疲弊していく中でどんどん教育の質が下がったり、働きたいけど続けられないという感じで、良い先生ほど頑張っていて、学校を休まなきゃいけないとか、去らなきゃいけないという状況が、さらに先生不足を招くということがあるかと思えます。すぐにこれに対応できるような何かがあるわけではないかもしれないんですが、これから先生を増やしていこうと思ったら、ある程度、ワークライフバランスの充実というところを無理にしていく必要があるのかなというのがあります。せっかくコミュニティスクールとかもあるので、地域の方とかいろいろな方を巻き込んだ形で、先生の負担を今よりも減らしたり、先生が勉強したり、休んだりする時間とか、先ほどお話しにあった眠育とかも先生も一緒にやるからみんなでやってみようというような感じで、それによって先生も寝る、休むということの良さを体感していただくというような感じで何かやっていけたらなと思えます。子どもたちのことも考えなければならぬけれども、先生方のこともしっかり守って大事にさせていただけたらと思えます。</p>
高橋教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>先生もやってみたら良い助言もできますし、子どもに対して働きかけができるかなと思えます。</p> <p>その他、何か連絡事項等はございませんか。</p> <p>それでは次回の定例会ですが、「教育委員会事務局管理職並びに新任及び転入教職員管理職紹介式」も兼ねて開催いたしますので、4月2日火曜日に新居浜市消防防災合同庁舎5階災害対策室にて開催させていただきます。ちなみに、昨年度は13時45分から管理職紹介式で14時30分から教育委員会の定例会を行っています。</p>

<p>竹林総括次長兼社会教育課長</p>	<p>これより、非公開審議に入りますが、その前に事務局より人事案件等の取り扱いについて説明がございます。</p> <p>審議会・委員会の取扱いについてでございますが、現在、審議会・委員会の委員の候補者の方についてご審議いただいております。</p> <p>審議会・委員会につきましては、地方自治法に基づきまして、法令・条例で定めるもの、あるいはこれ以外の広く市民の意見を聞くものや、庁内のプロジェクトチーム、要綱等で定めているものなど、それぞれ色々なものに対して、この場でご審議いただいているものとそうでないものとがございます。それを各課で判断して議案を提出しておりますが、ここで統一したものにさせていただきたいと思っております。</p> <p>その案といたしましては、地方自治法で規定しております附属機関として法令や条例に基づいて設置されているもの、例えば法令で定められております社会教育委員会議や公民館運営審議会の委員、あるいは条例で定めております共同調理場運営委員会委員など、これらにつきましては、これまで同様、人事案件として提出させていただきたいと思っております。これとは別に要綱等で定めております、地域発達支援協議会や学校開放運営委員会の管理指導員などにつきましては、教育長への委任として取扱いさせていただきたいと考えております。</p> <p>以上が事務局からの提案でございます。</p>
<p>高橋教育長</p>	<p>ただ今総括次長より説明があった人事案件につきまして、そのように取り扱いしてよろしいでしょうか。</p>
<p>尾藤委員</p>	<p>会合等の委員の委任の時に、私が大丈夫なのかと聞いて、調べたら全然人が違ってみたいということがあったんですけど、そういう意味合いのチェックも含めて、大丈夫なのかなというのはあります。その他の委員会の名簿を挙げられたときもそうなんですけれど、名前と生年月日だけでは、我々も詳しくはかわからないので、その中で気になったところを確認させていただくというようにしていたんですけど、そういう意味合いであれば、別にそういう負担が増えているとは思わないので、教育長の一任で我々のところに付度していただかなくてもいいのかなと思っただんですけど、これはどういう意図なのでしょう。</p>
<p>竹林総括次長兼社会教育課長</p>	<p>審議会・委員会につきましては、諮問して答申をいただくというものは、地方自治法に法律や条例で定めるものとありますが、これとは別に</p>

	<p>広く意見を聞きたいとか、プロジェクトチームで何かを進めていくというようなものは要綱等で定めているものがございます。そういうものにつきましては、諮問や答申というようなものではありません。法令等で定められている審議会や委員会は教育の成否に大きく関わるものがございますので、そういう方の選任については、定例会で審議、決定していただくというように取扱いたいということです。</p> <p>諮るものもあれば、諮らないものもあって、雑多になっているところを、一定の基準を定めて、教育委員会で諮るか、決裁で処理するかということですね。</p> <p>皆さん、ご承認いただけるということでよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし</p> <p>それでは、非公開審議に入りますので、関係者以外の方は退席をお願いします。</p>
高橋教育長	
委員一同	
高橋教育長	

	<p data-bbox="571 846 1353 880">新居浜市教育委員会会議規則第13条の規定により署名する。</p> <p data-bbox="571 1088 657 1122">委員名</p> <p data-bbox="571 1424 657 1458">委員名</p>
--	--